

# ヘッジ会計と金融商品会計との整合性\*

## ——予定ヘッジのあり方を中心に——

張黎迎

This paper identifies problems related to hedge accounting frequently employed in the current business scene. In particular, I discuss whether the application of hedge accounting should be reduced by the extent that the related financial assets/liabilities are measured by their fair values. Although fair value measurement of financial instruments effectively substitutes for the roles played by hedge accounting, I emphasize that the latter can still make sense as for the specific hedge activities such as the hedge of anticipated future transactions.

### はじめに

1980年代から、金融市場におけるリスクの増大などを背景に、企業は現存するポジションまたは予定取引に内在するリスクに対するエクスポートジャーを緩和するために、ヘッジ活動を行う必要がいっそう増えてきた。また、そもそもリスクを回避するニーズに応じて開発されたデリバティブは、金融技術および情報処理の飛躍的な進歩に伴い、急速に発展し、ヘッジに必要かつ豊富な手段を提供できるようになった。

そして、ヘッジ活動に係る経済的実態を財務諸表上にどのように反映するのかが会計学上重要な課題となってきた。まず、会計処理の不一致を是正するという問題である。ヘッジ対象とヘッジ手段に係る資産負債のリスクエクスポートジャーが同じ基準で認識・測定されない場合に、この2者から生じる相殺関係にある損益が異なる会計期間の損益計算書で

認識されてしまうからである。その解決方法としては、具体的に繰延ヘッジ会計(Deferral Hedge Accounting)と時価ヘッジ会計(Mark-to-Market Hedge Accounting)との2つの基本的アプローチが検討されている。また、企業が将来取引から発生すると予想されるキャッシュフローの変動可能性をヘッジする場合の問題がある。それは主に、未認識の予定取引をヘッジ対象とすることの適格性、およびヘッジ手段から生じた損益の取扱い等に関するものである。

現在、これらの問題に対応するために、ヘッジ会計が開発されている。とりわけ、ヘッジ会計の適用範囲の拡大、および繰延ヘッジから時価ヘッジへの会計処理方法の転換は注目に値する。さらに、金融商品会計の推進により、ヘッジ会計のゆくえ自体に新たな変化が現れてきている。すなわち、ヘッジ活動は金融商品の構成と密接なかかわりをもっているため、全面的公正価値測定に向けた動きがみ

\* この論文は名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程の修了に際して、研究成果の一部をもとめたものである。(編集委員会)

られる今日、ヘッジ会計が本当に必要なのかどうかということである。

本稿では、まず、今まで活発に行われてきたヘッジ会計に存在している根本的な問題点を分析する。特に金融商品に対する全面的公正価値測定という視点から、ヘッジ会計の適用範囲の縮小という方向性について議論する。さらに、この動きはヘッジ会計の複雑さの解消につながることに注目しながら、予定ヘッジのような特別な会計処理の必要性および理論的な妥当性を検討する。

## 1 現行のヘッジ会計における問題提起

リスクヘッジの経済的実態を財務諸表上に反映するために、ヘッジ会計が発展してきたが、金融市場の自由化・国際化の進歩および金融商品の多様化・複雑化に伴い、ヘッジ会計の役割を考え直すべき時期にきている。本節では、金融商品会計の推進を背景に、ヘッジ会計が直面している課題を提起する。

### 1.1 ヘッジ会計の展開

ここで、ヘッジ会計の発展を 3 つの段階に分けて考察する。

#### (1) ヘッジ会計の適用範囲の拡大

米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下「FASB」) により、為替変動リスクのヘッジを図るための SFAS 52 号「外貨換算」、および為替以外の先物契約に係るヘッジを図るために SFAS 80 号「先物契約の会計処理」が公表された。この二つの基準書はともに繰延ヘッジ会計を主張するものであるが、ヘッジ会計の適用範囲に相違がある。つまり、SFAS 52 号においては、確定約定がヘッジ対

象として取扱われるが、SFAS 80 号では、確定約定以外の一定の条件に満たす予定取引もヘッジ対象に含められている。

#### (2) 繰延ヘッジから時価ヘッジへの会計処理方法の転換

金融商品の発展に伴い、オプションおよびスワップ等に係るヘッジ会計の基準も FASB によって設定された。ところが、繰延ヘッジ会計は資産負債概念との整合性や、経営者の恣意性などの点で問題となるため、会計処理方法の改善が行われると同時に、時価ヘッジ会計への転換も進められてきた。この点は、SFAS 133 号「デリバティブおよびヘッジ会計」の公表に現れている<sup>1)</sup>。また、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下「IASC」) によりコアスタンダードとして公表された IAS 39 号「金融商品：認識と測定」におけるヘッジ会計は、SFAS 133 号といくつかの点で相違するが、実質的に同じものといえる。

なお、繰延ヘッジ会計では、ヘッジ手段から生じた損益をヘッジ対象の認識終了時まで繰延べて認識する。従来、この繰延べられた損益は資産負債として計上されたが、そこには理論的な整合性が欠けているため、資本直入されることになった。この処理方法は、つまり IAS 39 号および SFAS 133 号において設けられているキャッシュフロー・ヘッジ (Cash Flow Hedges) である。それに対して、時価ヘッジ会計では、ヘッジ対象およびヘッジ手段の価格が変動した時に、両要素から生じた損益は同時に認識されてヘッジ効果が財務諸表上に反映される。これは、IAS 39 号および SFAS 133 号により設けられている公正価値ヘッジ (Fair Value Hedges) である。これらの具体的な会計処理の要点は、

本稿にある表1のようにまとめられている。

ところが、現行の日本会計基準では、ヘッジ会計に関して基本的に従来の繰延ヘッジ会計の処理方法を利用している<sup>2)</sup>。そして、本稿でいう繰延ヘッジ会計は損益を資産または負債に計上する従来の処理方法を指すものとする。

### (3) 金融商品会計における公正価値測定の推進に伴うヘッジ会計の変化

金融商品に係る会計基準の整備は、今後のヘッジ会計のあり方に大きな影響を及ぼしつつある。世界の主要先進諸国の会計基準設定主体から構成された共同ワーキンググループ（Joint Working Group of Standard-Setters, 以下「JWG」）は、金融商品に対して全面的公正価値測定の導入を主張し、2000年に基準草案「金融商品および類似項目」（以下「基準草案」）を公表した。この基準草案では、ほとんどすべての金融資産および金融負債を公正価値で測定する<sup>3)</sup>という構図のもとで、ヘッジ会計を禁止することを提案している（JWG, 2000, par. 7. 2）。このように、金融商品に対する全面的公正価値測定の動きがみられる今日、ヘッジ会計の必要性が問われ始めたのである。

## 1.2 現行のヘッジ会計における主な処理方法

ヘッジ会計は、単一または複数のヘッジ手段に係る公正価値の変動が、ヘッジ対象に関する公正価値またはキャッシュフローの変動の全部または一部を相殺するものとして、認められる会計処理である（IAS, 39, par. 10）。ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を認識して、相殺する方法には、現在、次の表1に示されている2つのものがある<sup>4)</sup>。

ここで、ヘッジ対象とは、企業が公正価値または将来キャッシュフローの変動によるリスクを負っており、かつヘッジされるものと指定されている資産、負債、確定契約または予定取引である（IAS, 39, par. 10）。具体的に以下のものがヘッジ対象になり得る。

- ① 金融資産・負債の場合、固定利付で将来キャッシュフローが固定化しているもの、または変動利付で将来キャッシュフローが未確定であるもの、
- ② 非金融資産・負債の場合、為替変動リスクまたはすべてのリスクの全体のいずれかに対して指定されるもの（IAS, 39, par. 129）、
- ③ 確定契約の場合、将来の特定日または期間に特定価格で特定数量を交換する拘束的な契約（IAS, 39, par. 10）、
- ④ 一定の条件を満たしている予定取引の場合、契約に至っていないが、発生する可能性が非常に大きいと予期される将来の取引を指すもの（IAS, 39, par. 127）。

また、ヘッジ手段は、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフローの変動を、その公正価値またはキャッシュフローで相殺することを目的として指定されたものである。なお、デリバティブが主たるヘッジ手段になるが、為替変動リスクをヘッジする場合にのみ、非デリバティブの金融資産・負債<sup>5)</sup>をヘッジ手段として指定できる（IAS, 39, par. 10）。

## 1.3 ヘッジ会計をめぐる2つの問題点

前述の考察に基づき、ヘッジ会計に存在している2つの問題を指摘し得る。

- (1) ヘッジ会計に内在する複雑性の問題  
ヘッジ会計を利用する場合、損益操作が行われる可能性がある。たとえば、ヘッジ指定

表 1 公正価値ヘッジとキャッシュフローへッジとの比較

項目	公正価値ヘッジ	キャッシュフローへッジ
定義	認識されている資産・負債またはそのような資産・負債の特定された一部の公正価値変動に対するエクスポージャーであり、それらが特定のリスクに帰属し、かつ、それが報告純利益に影響を及ぼすものに対するヘッジである (IAS39, par. 137)。	キャッシュフローの変動に対するエクスポージャーのうち、それらが認識されている資産もしくは負債に関する特定のリスクまたは予定取引に帰属し、かつ報告純利益に影響を及ぼすものに対するヘッジである (IAS39, par. 137)。
ヘッジ対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定利付により将来キャッシュフローが固定化している金融資産・負債</li> <li>・確定契約<sup>*1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュフローの変動エクスポージャーに係る金融資産・負債</li> <li>・予定取引</li> </ul>
	・棚卸資産等の非金融資産・負債	・棚卸資産等の非金融資産・負債
ヘッジリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正価値全体の増減</li> <li>・金利リスク</li> <li>・信用リスク</li> <li>・為替リスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュフロー全体の増減</li> <li>・金利リスク</li> <li>・信用リスク</li> <li>・為替リスク</li> </ul>
非金融資産負債の場合：	・公正価値全体の増減	非金融資産負債の場合： ・キャッシュフロー全体の増減
	・為替リスク	・為替リスク
ヘッジ手段	原則：デリバティブ	
会計処理の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ手段を公正価値評価し、貸借対照表に計上する。その評価差額は損益計算書で認識する。</li> <li>・ヘッジ対象の指定されているリスクに起因した損益については、ヘッジ対象の貸借対照表価額に調整すると同時に、それを損益計算書上で認識する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ手段としてのデリバティブについて、公正価値評価損益のうち、ヘッジ効果が有効な部分は直接に資本の部に計上され、ヘッジ効果が有効でない部分は直ちに損益計算書に計上される。</li> <li>・資本の部に認識された利得または損失を、ヘッジ対象が純損益に影響する期間と同じ单一または複数の期間において純損益に含める<sup>*2</sup>。</li> </ul>

注 \* 1 IAS39号およびその改訂草案による確定契約のヘッジ会計はその処理方法が異なっている。詳しくは、本稿の3.2を参照されたい。

\* 2 IAS39号において、確定契約または予定取引の結果として資産負債が認識される場合に、簿価修正方式の採用は認められているが、その改訂草案に認められなくなった。詳しくは、本稿の3.3を参照されたい。

に対する管理が不備の場合に、後付けヘッジまたはヘッジはずし等を利用する損益操作の余地がある。しかも、煩雑なヘッジ指定を管理することが、従来からヘッジ会計の課題として指摘されている<sup>6)</sup>。さらに、IAS 39号等を初めとする金融商品会計<sup>7)</sup>の導入により、ヘッジ会計の複雑さは増える一方である。な

ぜなら、デリバティブの評価差額の取扱いは、ヘッジ会計を適用するかどうかによって異なるからである<sup>8)</sup>。したがって、特殊な会計処理と認められるヘッジ会計と通常の金融商品に関する会計処理との関係を明確にすることの重要性が高まっているといえる。

しかし、運用の手順が複雑で、かつ厳格な

管理が要求されるヘッジ会計に対して、この問題の根本的な解決策としては、会計・監査に関する規定を強化することより、むしろヘッジ会計の適用範囲を縮小するほうが合理的であろう。特に、金融商品会計基準の進展に伴い、この構図は実現可能となりつつある。

(2) 予定取引のヘッジ会計処理を認めるべきかどうかに関する問題

予定取引に関するヘッジ会計には、経営者の意図を財務諸表上で表すことを可能にするという実務上の便益があるために、正当化されている。しかし、予定ヘッジの会計処理は、会計学上の概念および原則と整合しないところがあるため、その適格性が議論の焦点となっている。というのは、ヘッジ手段を取得しなければ、ヘッジ対象が認識されない、または存在するようにならないからである。

予定ヘッジの適格性を認める見方と認めない見方がともに存在しているが、実務上、予定ヘッジが広範に利用されているのが実情である。なお、ヘッジ会計の適用範囲の縮小という視点から、全体としてその量が減るため、特別なヘッジ会計に対しての会計・監査上の管理もしやすくなることを予想できる。この意味で、ヘッジ会計の今後のあり方と予定ヘッジの適格性という2つの問題は、関連しているといえる。

したがって、以下では、ヘッジ会計の趨勢という全体像のもとで、予定ヘッジの存在の意義を追究していく。

## 2 ヘッジ会計と金融商品会計との関係

本節では、リスク反映の視点から、ヘッジ会計の限界および公正価値測定の意義を対照的に分析するうえで、ヘッジ会計と金融商品

会計との整合性を検討してみる。なお、ここでは、基準草案による財務リスクの定義を用いる。すなわち、金融商品が有しているリスクを財務リスクと定義する。そこには具体的に、基礎金利リスク、為替リスク、信用リスク、流動性リスク、他の価格リスクが含まれる<sup>9)</sup>。

### 2.1 ヘッジ会計によるリスク反映の限界

金融資本市場の急速な発展につれて、金融資産および金融負債に対する統合的なリスク管理がますます重要視され<sup>10)</sup>、さらに、このようなりスク管理の実態を財務諸表上に反映することが要請されてきた。しかし、現行のヘッジ会計では、この要請に十分に対応できなくなってしまったのである。なぜなら、現行のヘッジ会計基準が想定するヘッジ活動は限定的であり、必ずしも実際のリスク管理に適合していないからである<sup>11)</sup>。ヘッジ会計とリスク管理との不調和については、以下の2つの面から分析することができる。

(1) ヘッジ会計は、今日の統合的なリスク管理の実態を十分に反映し得なくなっている。まず、ヘッジ関係の構築のために、厳格な必要条件が設けられることである。ヘッジ会計は、基本的に1対1の個別ヘッジ関係を前提としている。共通のリスクにさらされている資産または負債等をグルーピングしたうえで、ヘッジ対象を識別する包括ヘッジも認められているが、このようなヘッジ対象は非常に限定されている。さらに、ヘッジの有効性も高度でなければならないし、一旦文書で宣言したヘッジ関係を継続しなければならない等の厳しい条件が付されている<sup>12)</sup>。また、企業は、自社のリスク管理の取扱い方に依存しながら、特定のリスクエクスポートヤーを相

殺するためのヘッジ活動を行うが、そこで指定し得るヘッジ対象リスクは、価格リスク、金利リスク、信用リスク、為替リスクしかない。しかし、前述したとおり、それ以外の財務リスクがまだ存在している。したがって、ヘッジ会計によるリスクを反映する機能と、企業のリスク管理の実態を反映する必要との間には、齟齬が生じてきたのである。

(2) 企業はリスクを緩和する意図で特定のリスクエクスポートヤーを相殺するヘッジ活動を行うが、同時に別の追加的なリスクにさらされることもある。なぜなら、公正価値ヘッジとキャッシュフローへッジは経済的実態からみれば、表裏の関係にあるからである<sup>13)</sup>。以下では、この点について具体的に分析する。

今、固定利付の貸付金をヘッジ対象とし、受取変動・支払固定の金利スワップをヘッジ手段として、公正価値ヘッジを構成する。この公正価値ヘッジでは、結果として残った変動金利によるキャッシュフローの受取は、将来の金利変動に影響されるため、キャッシュフローリスクを生み出すことになる(図1を参照)。

同様に、変動利付の貸付金をヘッジ対象と

し、受取固定・支払変動の金利スワップをヘッジ手段として、キャッシュフローへッジを構成する。このとき、ヘッジの結果として、残った固定金利によるキャッシュフローの受取は、将来の金利変動によって公正価値が増減するため、公正価値リスクを生み出すことになる(図2を参照)。

したがって、ヘッジ方法と企業のリスク管理方針との首尾一貫性を保持することは、リスク管理の実態を反映する前提条件となる。そして、ヘッジ活動におけるポジションの不当な切り替えといった操作行為を防止するには、会計および監査等における対応策の構築が必要不可欠なため、ヘッジ会計の複雑性が増大してきている。

## 2.2 金融商品の公正価値評価によるリスクの反映

金融商品は一方の企業に金融資産を生じ、他方の企業に金融負債または持分商品を生じさせる契約である(IAS, 32, par. 5)。この契約<sup>14)</sup>に起因するキャッシュフローは財務リスクにさらされる特徴をもつ。なお、金融市场の一層の発展やリスク管理の重要性の高ま

図1 公正価値ヘッジの実態

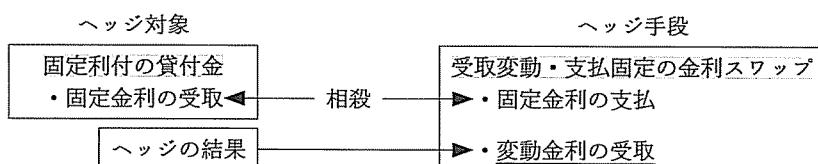
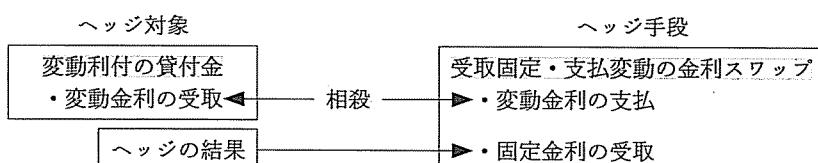


図2 キャッシュフローへッジの実態



りなどに伴い、金融商品は非金融商品の生産・収益算出過程と分離され、その価値を直接に契約キャッシュフローおよびそれに起因するリスクによって決定することになった<sup>15)</sup>。それは、貨幣の時間的価値と財務リスクの要素を織込んだ公正価値こそ、金融商品の経済的実態を反映し得るからである。すなわち、

#### 期末における公正価値評価額

$$= PV_t = \sum \frac{CF_t}{(1+r_t)^t} \quad (\text{式 } 1)$$

と表される。式1のうち、分子の  $CF_t$  は、当該金融商品の契約どおりまたはリスク調整後の将来キャッシュフローを示すものであり、分母の  $r_t$  は、 $t$  期におけるリスク調整済みまたは無リスクの利子率を示すものである。なお、リスク要素を考慮しながら、金融商品の公正価値を見積る際には、分母の調整に着目する伝統的なアプローチと、分子の調整に着目する期待キャッシュフローアプローチとの2つの現在価値計算技法がある。前者では、将来キャッシュフローとして契約上のキャッシュフローや確率上の最頻値を用い、割引率としてリスクに見合った利子率を用いて現在価値を計算する (SFAC7, pars. 42, 43)。後者では、単一の最頻値の代わりに、生起する可能性のあるすべてのキャッシュフローに関する期待を見積り、無リスク利子率を用いて現在価値を計算する (SFAC7, par. 45)。したがって、式1は、金融商品の公正価値が貨幣の時間価値およびリスクの状況を織込んだ評価額であることを示している。

他方、金融商品の公正価値評価を前提とする期間損益は、式2に示されるように、一定期間に生じた公正価値の変動額を通して把握される。すなわち、

#### 期間における公正価値評価差額

$$= PV_t - PV_{t-1} \\ = \sum \frac{CF_t}{(1+r_t)^t} - \sum \frac{CF_{t-1}}{(1+r_{t-1})^{t-1}} \quad (\text{式 } 2)$$

この過程はリスク管理と密接な関係をもっている。というのは、リスクに起因する金融商品の公正価値の増減分も当期の損益に反映されるため、その増減要因の分析を通して、リスク部分の把握が可能になるからである。したがって、金融商品を公正価値で測定する重要な意義としては、期末時点の経済的実態を反映させる以上に、公正価値の変動差額の要因分析を通して、金融商品に内在するリスクの状況把握が可能になる点にあるといえよう。

### 2.3 全面的公正価値測定のもとでのヘッジ会計のあり方

公正価値測定はそもそもリスクに関する経済的実態を反映する機能をもつといえる。これと対照的に、取得原価会計では、リスクに起因した公正価値評価差額の部分は含み損益として処理されるため、ヘッジ会計が必要となってきた。そのため、公正価値測定を中心とする金融商品会計が発展すれば、ヘッジ会計のあり方は当然変わってくる。

JWGの基準草案では、金融商品に対する全面的公正価値測定の導入を主張している。そこには、主に2つの基本原則がある。一つは、ほとんどすべての金融資産および金融負債を公正価値で測定することである。もう一つは、公正価値の変動によって生じた損益を発生した報告期間の損益計算書上で認識することである。したがって、これら原則に基づく場合、金融商品に関する会計処理の不一致を是正するためのヘッジ会計は必要でな

くなる (JWG, 2000, par. 7. 5)。具体的に以下の 2 つの理由が考えられる。

- ① ヘッジ手段およびヘッジ対象の双方が公正価値で会計処理され、また、その双方から生じた損益を相殺して直ちに損益計算書に表示するため、既存の金融商品が他の金融商品から生じるリスクを管理するために利用される場合に、ヘッジ会計は必要がない。
- ② 公正価値測定モデルのもとでは、存在する金融資産および金融負債のキャッシュフローへッジについて、ヘッジ会計を行う必要性あるいは正当な理由がない<sup>16)</sup>。2.1 にあるキャッシュフローへッジの例を詳しく分析しよう。そこでは、ヘッジの結果として公正価値リスクが発生したが、ヘッジ会計では、当該スワップから生じた損益は、ヘッジ対象の損益を認識するまで損益計算書の外で表示される。その結果、損益計算書で報告された金利収益は、固定金利貸付金に対して取得原価会計を行った場合と同じの金額になる。ところが、基準草案によれば、固定金利資産について公正価値で測定することが要請されるため、スワップの公正価値から生じた損益を損益計算書で認識することになる。

### 3 予定取引に係るヘッジ会計の存在の意義

しかし、予定取引および非金融商品に係るヘッジ活動も実務上活発に行われているため、金融商品会計が全面的公正価値測定を導入しても、特別なヘッジ会計はまだ必要となる。なお、予定取引は測定というより、特に

認識に関する問題である。というのは、ヘッジ手段が取得された後でなければ、ヘッジ対象が認識されない、あるいは存在するようにならないためである。また、非金融商品のヘッジ対象リスクは基本的に単一であるから、そのヘッジ会計の複雑性は金融商品より低い。本節では、主に予定取引の特殊性に着目して、予定ヘッジの適格性および会計処理を検討する。それとともに、予定ヘッジとの区別を通して、非金融商品に係るヘッジ会計の特徴にも簡単に言及する。

#### 3.1 予定ヘッジの適格性への検討

予定ヘッジが適格かどうかという議論の根底には、予定取引は資産負債の定義、とりわけ金融商品の定義と整合しないという問題がある。資産負債としての必要条件は過去の事象から発生した現在の権利または義務を表すということであるため、将来取引からの予想損失に係る義務を見込んで認識する根拠を有しない。それゆえに、予想される将来取引の価値の変動は、資産または負債として認識するための条件に合致しないのである。さらに、金融商品はその契約としての特性に着目して定義されているが、予定取引は契約に至っていないため、金融商品として認めがたいのである (JWG, 2000, par. 7. 11)。

しかし、このような概念上の不整合にもかかわらず、予定ヘッジは実務の要請に応じて広範に利用されている。そのため、予定取引の発生可能性の程度に対する厳格な条件制限を通して、この問題に対応せざるを得ない状況である<sup>17)</sup>。

##### (1) 国際会計基準の場合

確定してはいないが、将来の発生可能性が非常に高いことが、ヘッジ対象となる予定取

引の認識要件となっている。具体的に以下の5つの条件を勘案して判断する<sup>18)</sup>。つまり、①類似取引が過去に発生した頻度、②当該取引の履行に関する財務と業務上の能力、③当該取引を履行しなかった場合の不利益、④実質的に異なる取引により目的を達成する可能性、⑤当該企業の事業計画および予定取引の履行までの期間、ということである。

### (2) 米国会計基準の場合

以下の要件のすべてを満たす場合に、予定取引がキャッシュフローへッジの対象として指定することができる (SFAS133, par. 29; SFAS138, pars. 4(c), 4(g), 4(h))。つまり、予定取引は、①単独の取引、あるいは個別取引のグループであること、②発生の可能性が高いこと、③報告企業の外部の当事者との取引であること、④基本的に、毎期公正価値で評価しないこと、⑤予定取引の変動キャッシュフローが満期保有負債証券に関連する場合、ヘッジ対象リスクは、信用リスク、為替変動リスクまたは両者に起因するリスクであること、⑥企業結合または持分に関連しないこと、⑦非金融資産に係る場合、ヘッジ対象リスクは為替変動または物的資産のすべての価格変動に起因するキャッシュフローの変動リスクであること、⑧金融資産に係る予定取引の場合、ヘッジ対象リスクはキャッシュフロー全体の変動リスク、金利リスク、為替リスク、信用リスクであること、という8つの条件である。また、②を評価する際の条件として、さらに詳しく規定されている。つまり、  
a. 類似の過去取引の頻度、  
b. 企業が当該取引を履行する財務的および業務的能力、  
c. 特定活動に関する資源の状況、  
d. 当該取引が発生しない場合に生じる損失の程度または営業上の混乱、  
e. 同じ目的を達成するため

に相当程度の異なる取引を使用する可能性とすることである (SFAS133, par. 463)。

### (3) 日本国会計基準の場合

まず、規定されている予定取引には、確定契約が含まれることに注意すべきである<sup>19)</sup>。つぎに、「金融商品会計に関する実務指針」の162項により、予定取引を判断するための具体的な項目が挙げられている。①過去に同様の取引が行われた頻度、②企業が当該予定取引を行う能力を有しているか、③当該予定取引を行わないことが企業に不利益をもたらすか、④当該予定取引と同等の効果・成果をもたらす他の取引がないか、⑤当該予定取引発生までの期間が妥当か、⑥予定取引数量が妥当か、ということである。

この3つの基準では、ともに取引予定の時期、物件、数量および価格等の具体的な条件から、予定取引の合理的な予測可能性を規定している。さらに、米国基準においては、予定取引の確実性に関するのみならず、その範囲も厳密に限定している点が特徴的である。

## 3.2 ヘッジ対象としての予定取引の特殊性

一定の要件を満たせば、予定仕入・輸入、予定売上・輸出、金利未確定の社債の発行予定、国債のような有価証券の購入予定等の予定取引がヘッジ対象となり得る。そこには、金融商品も非金融商品も含まれる。日本会計基準においては、この予定取引と確定契約とを区別しない状況が存在している。ここでは、これらの関係を明確に整理する。

### (1) 予定取引と確定契約との区別

予定取引と確定契約はともに現時点で履行されていない点では同じであるが、契約の有無によって両者の負っているリスクは異なる。

米国会計基準では、確定契約を予定取引と区別するため、各々に対して明確な定義を与えている。確定契約は、関連当事者を拘束する契約であり、法的に強制可能な性質をもつ。この定義にしたがって、確定契約は次の 2 つの特徴をもつとされている。一つは、そこでは交換する数量、固定価格、取引の時期等、すべての重要な条件が明示されている点である。もう一つは、不履行に対するペナルティが十分に大きく、履行の可能性が高いということである (SFAS133, par. 540)。したがって、確定契約では、契約の履行に係る権利および義務の双方が伴い、将来キャッシュフローの金額がすでに確定しており、公正価値リスクを負うため、公正価値ヘッジが妥当だと考えられる。対照的に、予定取引においては、取引価格が確定せず、将来キャッシュフローの金額が変動する可能性があるため、キャッシュフローへッジの適用が求められている。

また、日本の会計基準と国際会計基準では、予定取引および確定契約のヘッジ活動に関して、同様の会計処理が要求されている。つまり、日本基準においては繰延ヘッジ会計が、IAS 39 号においてはキャッシュフローへッジ会計がそれぞれ適用される。なお、IAS 39 号では、確定契約のヘッジを公正価値ヘッジと認めながら、キャッシュフローへッジを採用しているが、それは現行の会計慣行との調和を図るために措置である (IAS39, par. 140)。というのは、金融商品以外の取引は実行されるまで基本的にオンバランスにしないからである。しかし、今回の IAS 39 号の改訂では、確定契約のヘッジを公正価値ヘッジとして扱うように、会計処理の方法が変わった (IASB, 2002, par. 140)。

## (2) 金融商品と非金融商品に係るヘッジ会計の相違

金融商品の会計基準は、非金融商品との特性の相違に着目しながら設定されている。したがって、金融商品に対しては全面的公正価値測定が進められているが、非金融商品に係るヘッジ会計の問題はまだ残っている。この意味で、非金融商品に関して、特別なヘッジ会計を検討することが必要である。

表 1 で示したように、指定し得るヘッジ対象リスクは、金融商品に比べて非金融商品のほうが限定されている。つまり、商品や燃料等の非金融商品をヘッジ対象とする場合、当該ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフロー全体の増減のみがヘッジ対象のリスクとなるのである。それは、非金融商品のリスク変動が、一般的にリスク構成要素ごとに分割できないからである。この点は、金融商品をヘッジ対象とする場合と大きく異なっている。将来、新たな金融資産・負債を発生させる予定取引のヘッジリスクは、金融商品の場合と同じように指定し得る。つまり、そこでは、公正価値またはキャッシュフロー全体の増減のみではなく、金利リスク、信用リスク、為替リスクもヘッジ対象に含められる。

また、非金融商品の価額を評価する際も、金融商品の場合とは異なる。たとえば、受渡場所の違いによって、非金融商品の価格は異なるため、ヘッジ手段とヘッジ対象の受渡場所が違う場合、時価またはキャッシュフローの見積もりにこの要素を考慮する必要がある。つまり、場所間の輸送コスト等が価格差として反映されるわけである。

### 3.3 キャッシュフローへッジ会計の妥当性

予定取引は、資産負債の定義との不整合か

ら、特殊なヘッジ対象と認めざるを得ない。また、この特徴によって、公正価値ヘッジが適用できないことが分った。なぜなら、ヘッジ対象を資産負債として認識し、公正価値評価することができないからである。それに対して、キャッシュフローへッジ会計はこの制約を受けないため、予定ヘッジに適用されている。このアプローチでは、ヘッジ手段の損益を予定取引が発生するまで遅らせる処理に焦点を置いている。IAS 39 号の改訂案では、資産負債の取得原価を修正する従来の処理方法を見直して、米国会計基準の規定に近い処理方法を設けることとなった。また、日本会計基準には、予定ヘッジに関して首尾一貫しない処理方法が存在している。ここでは以下の 3 つの基準について概観する。

#### (1) 国際会計基準の場合

IAS 39 号では、予定取引が実行された時に、資本の部に認識された関連する利得または損失を資本から振替え、対象資産または負債の取得原価に加減する簿価修正方式で処理することを規定している (IAS 39, par. 160)。しかし、改訂草案では、予定取引の実行により認識された資産負債が損益に影響を与える期間に、資本に直入したヘッジ手段の評価差額のうち、該当部分を損益計算書に移すこととされている (IASB, 2002, par. 160)。この 2 つの処理方法を比較すれば、損益計算書上の当期損益は同じであるが、資産負債の取得原価が異なるという結果が出てくる。

#### (2) 米国会計基準の場合

米国基準では、当初認識時の公正価値で測定できることや、期間的な包括利益の報告を歪めるなどの理由で、簿価修正方式を採用しなかった<sup>20)</sup>。つまり、予定取引が実行されても、資本に計上されているヘッジ手段の評価

差額は資本の部に残り、そして、この金額は、ヘッジ対象予定取引から生じた損益の計上時期に対応させて、その他の包括利益の残高を取り崩して純損益に振替えられる (SFAS 133, par. 31)。

#### (3) 日本国会計基準の場合

予定ヘッジにより繰延べられたヘッジ手段に係る損益については、当該予定取引の実行時にヘッジ対象が資産か負債かによって異なる処理方法が設けられている。つまり、「金融商品会計に関する実務指針」の 170 項によれば、ヘッジ対象が資産の場合、繰延べられた損益はこの資産の取得価額に加減し、当該資産の取得価額が費用計上される期の損益に反映させる。また、利付負債の場合、繰延べられたヘッジ損益は、当該負債と区分して計上し、繰延償却法により当該負債に係る利息費用の発生に対応するように各期の損益に配分する。したがって、ヘッジ手段からの評価差額の会計処理は、予定取引が資産か負債かの違いにより異なるため、首尾一貫性に欠けると指摘されている<sup>21)</sup>。

### 3.4 予定取引に関する経済的実態の反映

予定取引について貸借対照表能力に係る理論的な問題が存在するにもかかわらず、実務上、予定ヘッジは広範に利用されている。そして、もしヘッジ会計が認められなければ、財務諸表の利用者は、財務諸表上ヘッジ手段のみが認識され、ヘッジ対象が認識されていない事実に気付かない。ヘッジ対象が認識される以前の期間にヘッジ手段について認識された損益を含むような成果報告は、誤解を招くかもしれない。このような結果を避けるために、経営者には経済的に健全といえるヘッジの開示が必要とされる。このとき、

予定ヘッジは、経営者の行動事実を財務諸表上で反映できるという実務上の便益があるため、正当化されているといえよう（FASB, 1991, p. 91）。

なお、予定ヘッジの適用に反対する論拠は、予定取引が予定通りに発生しない場合に、その発生、時期、金額および約定の確実性について判断の誤りの可能性が存在するということである（FASB, 1991, p. 92）。さらに、基準草案では、金融商品に対する全面的公正価値測定の視点から、金融リスクに関する企業価値の安定化という新たな見方が提示されている<sup>22)</sup>。ちなみに、金融商品が将来取引のリスクに関して企業価値を安定させることに役立つならば、当該金融商品は、将来取引の結果として生じると見込まれるリスクのヘッジ目的にかなうと考えられる（JWG, 2000, par. 7. 19）。

しかし、本稿の視点に基づけば、予定ヘッジが支持される論拠として、次の2点が指摘できよう。まず、予定取引を、その特殊性に着目して、金融商品と区別して取扱えば、論理的な矛盾は避けられるであろう。つぎに、金融商品会計の推進に伴い、ヘッジ会計が必要となる領域が縮小すると予測されるため、ヘッジ会計の複雑性も緩和されると期待できる。したがって、予定ヘッジのような特別なヘッジ会計は、このような前提のもとで経済的実態を反映するため、会計情報の有用性を向上させるのに役立つと考えられる。

### おわりに——予定ヘッジへの展望

本稿では、公正価値測定を中心とする金融商品会計の発展の視点から、金融商品と密接に係っているヘッジ会計の今後の発展を展望

し、予定ヘッジのような特別な会計処理方法の必要性および理論的な妥当性を検討した。

金融市場の飛躍的な発展に伴い、企業経営がさらに多様なリスクにさらされる状況に対応して、ヘッジ活動が活発に行われてきた。そして、このような活動に関する経済的実態を財務諸表上に反映するため、ヘッジ会計は重要なテーマとして取扱われているが、特に統合的なリスク管理が進歩するにつれて、金融商品に関するヘッジ会計の限界が露呈してきた。それよりも、契約キャッシュフローおよびリスクの特性に着目する公正価値測定のほうが、より金融商品の経済的実態を反映し得る構造をもつことを、本稿の中で明確にした。

したがって、以上の検討に基づき、ヘッジ会計には今後2つの大きな変化が見られるであろう。一つは、金融商品会計の推進に伴い、ヘッジ会計はその適用範囲が縮小される傾向にある点である。金融商品会計が全面的公正価値測定の方向に進めば、会計処理の不一致を是正するためのヘッジ会計の必要性はなくなる。もう一つは、実務上、金融商品以外の特殊な予定取引および非金融商品を対象とするヘッジ活動が広範に行われているため、これらの企業行動に対応する特別な会計処理は、まだ必要だということである。

この動きは、複雑なヘッジ会計に内在する根本的な課題の解決につながると考えられる。そこでは、ヘッジ会計における制限の厳しさや、手順の複雑さなどの固有な制約がなくなると期待されるためである。それゆえ、ヘッジ会計の問題を解決する方途は、ヘッジ会計が必要とされる範囲を出来るだけ狭めることにあると考えられている<sup>23)</sup>。このような構図を前提とすれば、予定取引等に係るヘッ

## ヘッジ会計と金融商品会計との整合性

ジ会計は、金融商品会計に従属させるものではなく、特別な会計処理として位置づけるべきであろう。

### 謝　　辞

本稿を作成するにあたり、指導教官である友杉芳正教授、副指導教官である野口晃弘助教授より、有益なご助言をいただきました。ここに記して感謝を申し上げます。もちろん、本論文における誤りなどは、すべて筆者の責任であります。

### 注

- 1) SFAS 133号の公表により、SFAS 80号は廃止され、SFAS 52号は一部修正された。
- 2) 「金融商品に係る会計基準」に基づき、ヘッジ手段であるデリバティブの評価差額は、ヘッジが有効と判定される限り、原則として全額が資産または負債として繰延べ処理されることになる。また、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジを問わず、原則として会計処理方法は同じである。ところが、日本基準でも公正価値ヘッジを部分的に適用されている。つまり、「金融商品会計に関する実務指針」の185項により、公正価値ヘッジの適用対象はその他有価証券に限定されるということである。
- 3) 一定の未公開持分投資が公正価値評価の範囲から除外される。
- 4) IAS 39号とSFAS 133号により、ヘッジ会計は公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、在外事業体への純投資ヘッジの3つに分類されている。在外事業体への純投資ヘッジは、デリバティブやその他の金融商品を利用して、在外事業体に対する持分をヘッジする取引であり、そのヘッジ方法は、キャッシュフロー・ヘッジに準じるものである。そして、本稿では、ヘッジ会計にある2つの解決方法を中心に検討するため、外貨に係る

ヘッジ会計を具体的に触れないこととする。

- 5) 「金融商品会計に関する実務指針」の165項によれば、予定取引、その他有価証券、在外子会社等に対する投資への持分のうち、為替変動リスクをヘッジする目的の外貨建金銭債権債務または外貨建有価証券、およびその他有価証券の相場変動をヘッジする目的の信用取引または有価証券の空売りをヘッジ手段として認める。ただし、米国基準では、外貨建の認識済の資産または負債および予定取引のヘッジについて、非デリバティブのヘッジ手段を認めない (SFAS133, pars. 37, 40, SFAS138, par. 4)。
- 6) ヘッジ会計に過度の複雑さが付きまとうことについて、詳しくは FASB (1991), p. 19(白鳥他訳, 1997, 27頁) を参照されたい。
- 7) IAS 39号以外には、1998年にFASBが公表したSFAS 133号、1999年に企業会計審議会が公表した「金融商品に係る会計基準」が挙げられる。
- 8) IAS 39号等を始めとする金融商品会計は、まだ部分的な段階にとどまっているといえる。ちなみに、保有目的ごとに区分しながら原則として金融資産を公正価値で評価するが、金融負債について、トレーディング目的(空売り等)およびデリバティブ取引に係るものも公正価値で評価するのである。したがって、ヘッジ会計に係る金融商品のうち、金融商品会計基準によれば、デリバティブについて公正価値評価のうえで評価差額を当期損益として計上するが、それ以外の金融商品のうち、まだ取得原価で評価されているものが多い。
- 9) 金融リスクに対する統一的な定義が現在まだ存在していないが、企業にさらす主要な金融リスクを以下のように分類できる。つまり、マーケットリスク、信用リスク、決済リスク、流動性リスク、オペレーションナルリスク、法的リスクということである。詳細は、Goldman, Sachs & Co. and SBC Warburg Dillon Read (1998), pp. 31-38 (藤井訳, 1999, 37-45頁) を参照されたい。なお、基準草案に定義されているこの財務リスクには、オペレーションナルリスクが含まれない (JWG, 2000, pars. 14, 16)。
- 10) 1980年代、リスク管理の中心は、個別のポジ

- ションのリスクを測定することであった。技術革新の推進につれて、1990年代に入り、リスクを合算し、それを統合して管理することが中心課題となつた。詳しくは、Goldman, Sachs & Co. and SBC Warburg Dillon Read (1998), pp. 63, 253 (藤井訳、1999, 76, 327頁) を参照する。
- 11) 田中(2001)の105頁を参考した。
  - 12) 今福(2001)の97頁を参考した。
  - 13) 吉田(2001)の214-216頁を参考した。
  - 14) 國際会計基準、米国会計基準および日本会計基準では、金融商品について、その契約としての特性に着目して定義している。
  - 15) 金融商品は、資本の所有関係および金融市场に依存する特性に着目すれば、生産と販売過程に依存する非金融商品と異なる。これについては、石川(2000)の180-182頁を参考されたい。
  - 16) FASBは、キャッシュフロー・ヘッジ会計について、その複雑性および乱用の可能性を理由として、認めることを望まなかった。しかし、キャッシュフロー・ヘッジ会計はすでに実務に浸透しているため、結局に認められた経緯がある。詳しくは、FASB(1998b), section 5, part 1, page4 (古賀他訳、2000, 259頁) を参照されたい。
  - 17) FASBでは、予定取引と資産負債概念とのリンクを試したが、なかなかいい結論を見つからなかつたため、結局に概念上の整合性への追究の代わりに、会計処理に対する制限条件の設定を通して、予定ヘッジの必要性に対応することになった。FASB(1991), pp. 99-103 (白鳥他訳、1997, 121-126頁), SFAS133, par. 328を参考した。
  - 18) IASC(2000), *Questioning 142-1 Hedging accounting: forecasted transaction.*
  - 19) 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引および契約は成立していないが、取引予定期間、取引予定期物、取引予定量、取引予定期格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引という(金融商品に係る会計基準、注12)。
  - 20) 田中(2000)の8頁を参考した。
  - 21) 詳しくは、吉田(2001)の269頁を参考されたい。
  - 22) 詳しくは、古賀(2001)の38頁を参照されたい。
  - 23) 田中(2001)の110頁を参考した。

## 参考文献

- 石川純治(2000)『時価会計の基本問題』中央経済社、180-182頁。
- 今福愛志(2001)「リスクヘッジの会計からリスク管理の会計へ」『企業会計』第53巻第6号、97-103頁。
- 企業会計審議会(1999)「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 日本公認会計士協会(2001)会計制度委員会報告第14号:「金融商品会計に関する実務指針」(最終改正)。
- 古賀智敏(2001)「金融商品とファイナンス型会計理論—包括的公正価値評価とヘッジ会計—」『国民経済雑誌』第183巻第5号、31-43頁。
- 田中建二(2000)「ヘッジ会計の論点」『税経セミナー』第45巻第6号、4-10頁。
- (2001)「資産負債管理とヘッジ会計」『企業会計』第53巻第7号、105-111頁。
- 吉田康英(2001)「金融商品の会計基準—国際基準・米国基準・日本基準の比較—」税務経理協会、214-216、269頁。
- Financial Accounting Standards Board (FASB), (1981) Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 52, *Foreign Currency Translation*.
- FASB, (1984) SFAS No. 80, *Accounting for Futures Contracts*.
- FASB, (1991) Harold Bierman, Jr., L. Todd Johnson and D. Scott Peterson, Research Report, *Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues*, pp. 99-103. (白鳥庄之助他訳『ヘッジ会計: 基本問題の探求』(増補版)中央経済社、1997年。)
- FASB, (1998a) SFAS No. 133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*.

## ヘッジ会計と金融商品会計との整合性

- FASB, (1998b) Continuing Professional Education: Instructor's Manual, *A Review of Statement 133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities.* (古賀智敏他訳『デリバティブ会計とヘッジ戦略』東洋経済新報社, 2000年。)
- FASB, (2000a) Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements.*
- FASB, (2000b) SFAS No. 138, *Accounting for Certain Derivative Instruments and Certain Hedging Activities.* (an amendment of FASB Statement No. 133)
- Goldman, Sachs & Co. and SBC Warburg Dillon Read, (1998) *The Practice of Risk Management-Implementing processes for managing firmwide market risk-*, pp. 31-38, 63, 253. (藤井健司訳『総解説・金融リスクマネジメント—統合リスク管理体制の構築—』日本経済新聞社, 1999年。)
- International Accounting Standards Board (IASB), (2002) Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS39, *Financial Instruments : Recognition and Measurement.*
- International Accounting Standards Committee (IASC), (1995) International Accounting Standard (IAS) 32, *Financial Instruments : Disclosure and Presentation* (revised 1998).
- IASC, (1998) IAS39, *Financial Instruments : Recognition and Measurement.*
- IASC, (2000) IAS39 *Implementation Guidance Questions and Answers*, prepared by the IASC staff and approved for issuance by the IAS39 Implementation Guidance Committee.
- Joint Working Group of Standard-Setters (JWG), (2000) Draft Standard and Basis for Conclusions: *Financial Instruments and Similar Items.*

(名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)